

ハバタークメンバーズ規約

(総則)

第1条 この「ハバタークメンバーズ規約」(以下「本規約」という。)は、会員組織の規則を定めるものとする。

(名称)

第2条 本会員組織の名称は、「ハバタークメンバーズ」(以下「本会」という。)と称する。また、本会員が利用できる、当該施設の名称を「HABATAG(ハバターク)」(以下、「本施設」という)と称する。

(事務局)

第3条 本会の事務局を一般社団法人矢巾地域まちづくりコンソーシアム(以下「事務局」という。)内に置く。

(目的)

第4条 本会は、起業・創業等の情報発信と会員相互の学びや交流を通じて起業意欲の喚起・顕在化を図ることを目的とする。

(提供するサービス)

第5条 本会は前条の目的を達成するため、会員に、次に掲げるサービスを提供する。

- (1) SNS等による各種情報提供。
 - (2) イベント・セミナー等開催。
 - (3) 相談員による、起業・創業全般の相談。
 - (4) 本施設におけるイベントスペース、コミュニケーションスペース及び資料等の提供。
(ただし、施設や設備の使用に関しては、別に定める「HABATAG(ハバターク)施設利用規約」に基づく。)
 - (5) 会員同士の交流やイノベーション創出を促進するための活動のサポート。
 - (6) その他、本会の目的を達成するために必要な活動のサポート。
- 2 事務局は、会員の事前の承諾を得ることなく、会員サービスの内容を変更することができる。

(会員)

第6条 本会の会員種別は、次の各号に定める者とする。

- (1) スパローメンバー：起業に関心はあるが、具体的な準備をまだしていない起業情報収集段階の者。
- (2) カッコーメンバー：起業に向けたアイデアがあり、自ら起業や事業化に向けた取り組みを行う意思のある者で、スパローメンバー登録後に自ら申請し、事務局に承認された者。
- (3) フェザンメンバー：本拠地を利用して起業した者。及び、本業務の趣旨に賛同したうえで、起業や新事業創出のための豊富な知識と経験を活かし、スパローメンバーやカッコーメンバーへのアドバイスや投資等のサポートを行う者。

(入会)

第7条 本会に入会しようとする者(以下「申込者」という。)は、別に定める入会申込書(様式第1号)で、本規約および入会申込書「個人情報取扱」の内容に同意したうえで、入会料・年会費を添えて申込むものとする。

(会員期限)

第8条 本会の会員種別ごと有効期限は、次の各号に定める期間とする。

- (1) スパローメンバー：入会承認より1年とする。本人が延長更新を希望する場合、改めて申請し、事務局が認めた場合に限り期限を延長することが出来る。
- (2) カッコーメンバー：入会承認より2年とする。本人が延長更新を希望する場合、改めて申請し、事務局が認めた場合に限り期限を延長することが出来る。以後、同様とする。
- (3) フェザンメンバー：事務局によって個別に定める。

(資格)

第9条 申込者は、前条による入会を認められ、事務局より通知を受けた日をもって各会員として

の資格を有するものとする。

2 会員に対し、メンバーズカード（様式第2号）を発行するものとする。

（会員の義務）

第10条 会員の義務は、次の各号に定める。

- (1) 会員は、本会で得た秘密情報を第三者に提供してはならない。
- (2) 会員は、第4条の目的に鑑み、積極的に本会の活動に参加するものとする。
- (3) 会員は、別に定める本施設の施設利用規約を遵守するものとする。
- (4) 本会における活動によって、知的財産等が生ずる可能性があるときは、それらの帰属については、当事者間であらかじめ書面をもって明確にすることとする。
- (5) 会員は、会員登録の内容に変更が生じた場合、速やかに変更事項を事務局に提出しなければならない。
- (6) 会員は、事務局の実施する成果ヒアリング等に協力しなければならない。

（退会）

第11条 会員は退会届（様式第3号）を事前に事務局に提出することで、任意に退会することができる。

2 退会された場合、既に支払われた会費については、いかなる事由においても返還しない。

（参加費用）

第12条 本会への入会料、年会費及び施設利用に関しては次の各号に定める。

- (1) 入会料 1,080円（税込み）
- (2) 年会費 3,240円（税込み）
- (3) 施設等利用料 別途定める「HABATAG（ハバターク）施設利用規約」による。
- (4) イベント・セミナー等において一部参加料（実費相当分）を徴収する。
- (5) 各参加費用の支払いは、事務局に直接納入する。

（禁止事項）

第13条 本会会員は、本会活動を利用して以下の行為を行ってはならない。

- (1) 本規約第4条（目的）に定める、目的以外での本施設利用。
- (2) 他の会員もしくはその他の第三者に対する、本施設を使った勧誘、斡旋行為。
- (3) 他の会員もしくはその他の第三者の権利・利益を侵害する行為。
- (4) 他の会員もしくはその他の第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (5) 本規約、本施設利用規約等、公序良俗及び法令もしくは刑罰法規に違反し、または事務局が不適切と判断する行為。

（会員の資格喪失）

第14条 会員が次の各号のいずれかに該当すると事務局が判断し会員に通知した場合には、会員はその資格を喪失する。

- (1) 本規約に違反した場合。本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合
- (2) 事務局から連絡を取ることができない等、会員継続の意思がないと認められる場合。
- (3) その他除名すべき正当な事由があると事務局が判断するとき。

2 資格を喪失した者は、資格喪失後1年以内に本会の会員情報を用い、本会と競合する活動をしてはならない。

（免責事項）

第15条 本会への参加に伴う会員同士の商談・取引・契約等について、事務局は何ら保証等するものではなく、これら及びこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害についても、事務局は一切の責任を負わない。

（会員サービスの終了）

第16条 事務局は、会員に事前通知をした上で、会員サービスを終了することができる。

2 事務局は、サービス提供終了の際、前項の手続きを経ることで、終了に伴う責任を免れるものとする。

（規約の変更）

第17条 事務局は必要に応じ、本規約を変更できるものとする。

2 事務局は、規約を変更しようとする場合には、あらかじめ変更内容を会員に通知または公表するものとする。

附 則

この規約は、平成30年12月12日から施行する。

HABATAG（ハバターク）施設利用規約

（総則）

第1条 本規約は、一般社団法人矢巾地域まちづくりコンソーシアム（以下「運営者」という。）が管理・運営する施設「HABATAG（ハバターク）」（以下「本施設」といいます。）の利用について定めるものです。

〈ご利用に際しては、本規約の内容を十分にご理解いただき、これを遵守してください。〉

（利用者）

第2条 当施設の施設、機材及び通信環境等を利用できる方は、次のとおりです。

- (1) ハバタークメンバー：運営者からハバタークメンバーズ規約に基づき入会が認められた方
- (2) 矢巾町の職員
- (3) 当施設を利用したイベントに参加される方

（利用条件）

第3条 当施設内におけるスペース及び機材等は、起業を考える方や創業者等が、起業準備等を行う目的で行われる活動を対象に、利用提供するものです。

- 2 前項の利用目的に合わない活動の場合には、運営者が判断して利用をお断りする場合がありますのでご承知おきください。

（施設利用の制限）

第4条 次に該当する場合はご利用できません。利用者は当施設の運営主旨を理解し、他利用者との協調と協力のもと施設の安全管理に努めてください。

- (1) 政治的、宗教的な活動目的での利用
- (2) 趣味や文化活動等の同好会活動
- (3) 学友会や同窓会活動
- (4) 反社会的な団体等の使用
- (5) 他の利用者にも不都合または支障を生じさせるおそれがあると認められるとき
- (7) 当施設の設備・備品を損傷するおそれがあると認められるとき
- (8) 当施設の管理・運営上、支障があると認められるとき
- (9) 前条に定める「起業・創業を考える方や創業者等が、起業準備等を行う目的で行われる活動」以外での当施設利用
- (10) その他、運営者が利用条件に合わないと判断した活動目的での利用

（施設利用の受付）

第5条 利用される方は、当施設受付にて、会員ナンバー、氏名等を「HABATAG（ハバターク）施設利用申込書」に記入していただきます。

- 2 カッコウメンバー以上の場合、施設利用予約を行うことができます。詳細につきましては受付カウンターで対応します。

（施設の所在地と利用時間）

第6条 施設の所在地と利用時間は次のとおりです。

- (1) 所在地： 紫波郡矢巾町大字又兵工新田第5地割50番地2 矢幅駅東口
- (2) 運営時間： 平日 10時00分～20時00分 （但し、入館受付は18時まで）
土日祝 10時00分～15時00分 （但し、入館受付は13時まで）
なお、年末年始や施設の管理運営上の保守点検日等はお休みとなります。

（利用可能な設備、備品）

第7条 利用者は次の設備の利用が可能です。併記する事項を遵守して利用下さい。

- (1) 電源の利用として家庭用100Vを提供します。電源タップケーブルよりPC等への電源利用が可能です。利用者1人あたり1口の使用といたします。
- (2) 無線LANの利用が可能です。セキュリティ対策は利用者の責任により行ってください。
- (3) 空調及び照明は共用です。室温や照度の調節は事務局にて行いますので、スイッチ等に触れないでください。

- (4) 本施設内及び館内は全面禁煙です。建物内に喫煙スペースはありません。
- (5) 利用時に出たゴミは原則お持ち帰りください。ゴミの持ち込み、放置はお断りします。
- (6) 当施設に駐車場はございません。来場に際しては公共交通機関等を利用いただくか、別途費用を負担して近隣の駐車場を御活用下さい。
- (7) 利用者が使用できるコピー機、プリンター、ロッカーについては、受付カウンターにてお申込みください。
- (8) ショーウインド、ショーケース等の展示については、「HABATAG（ハバターク）展示施設利用申込書」（様式第2号）により申し込みください。
- (9) (7)、(8)については有料となり、別表1の料金表によります。
- (10) 当施設における飲食は原則許可いたしますが、周囲環境への配慮、利用後の衛生保持などモラルをもってご利用ください。運営者が不相当とみなした場合は、退去いただく場合もありますのでご注意ください。

（利用者の責務・禁止事項）

第8条 利用者は次の事項を遵守してください。

- (1) 利用者は常に善良なる利用者の注意をもって、本施設、設備及び備品を利用してください。
- (2) 利用に際して、本施設の設備及び備品を棄損・汚損・滅失したり、他の利用者に損害を与えたりした場合、直ちに運営スタッフにその旨を連絡し指示に従ってください。この場合、利用者は運営者及び相手方の被った損害を賠償しなければなりません。
- (3) 飲食において、イベント・セミナーなどの懇親会で主催者側が用意した場合を除き、アルコール類の持ち込みは禁止いたします。

（免責事項）

第9条

- (1) 利用者が他の利用者の所有物等を棄損・汚損しても、運営者はその損害を賠償する責を負いません。
- (2) 利用中に生じた利用者の所有物の盗難・棄損については、その原因に関わらず、運営者はその損害を賠償する責を負いません。
- (3) 運営者は、運営者の故意または重大な過失によらない火災、盗難及び諸設備の故障等による損害について、その損害を賠償する責を負いません。
- (4) 不測の事故、天災地変及び官公署の命令・指導などにより、当施設の利用が不可能な事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても運営者はその損害を賠償する責を負いません。
- (5) 当施設の電源及び無線LANを利用して、パソコン等の不具合、データの消去・漏洩等の事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても運営者はその損害を賠償する責を負いません。

（規約の変更）

第10条 運営者は、本規約を予告なく適宜変更することができます。

- 2 本規約を変更したときは、運営者が適当と認める方法にて利用希望者および利用者に通知するものとします。

附 則

この規約は、平成30年12月12日から施行します。